

こんにちは ハローワーク

令和3年12月1日発行

12 月号

築館公共職業安定所
栗原市築館薬師2丁目2-1

TEL 0228-22-2531
FAX 0228-22-6892

ハローワークからのお知らせ

○新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和3年11月30日までを期限に雇用調整助成金等の特例措置を講じてきたところですが、この特例措置を12月31日まで延長いたします。

また、令和4年1月以降の雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となっております。

令和4年4月以降の取扱いについては「経済財政運営と改革の基本方針2021」に沿って、雇用情勢を見極めながら具体的な助成内容を検討の上、令和4年2月末までに改めてお知らせします。

詳しくは、3、4ページをご覧ください。

○宮城県の特定最低賃金が変わります。

特定最低賃金とは、特定地域内の特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める者について設定されており、宮城県では次の3件の最低賃金が定められています。

鉄鋼業	最低賃金額	953円	令和3年12月15日
電子部品・デバイス・電子回路電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	最低賃金額	890円	令和3年12月15日



労働市場の動き(10月内容)

ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆10月の有効求人倍率は2.52倍

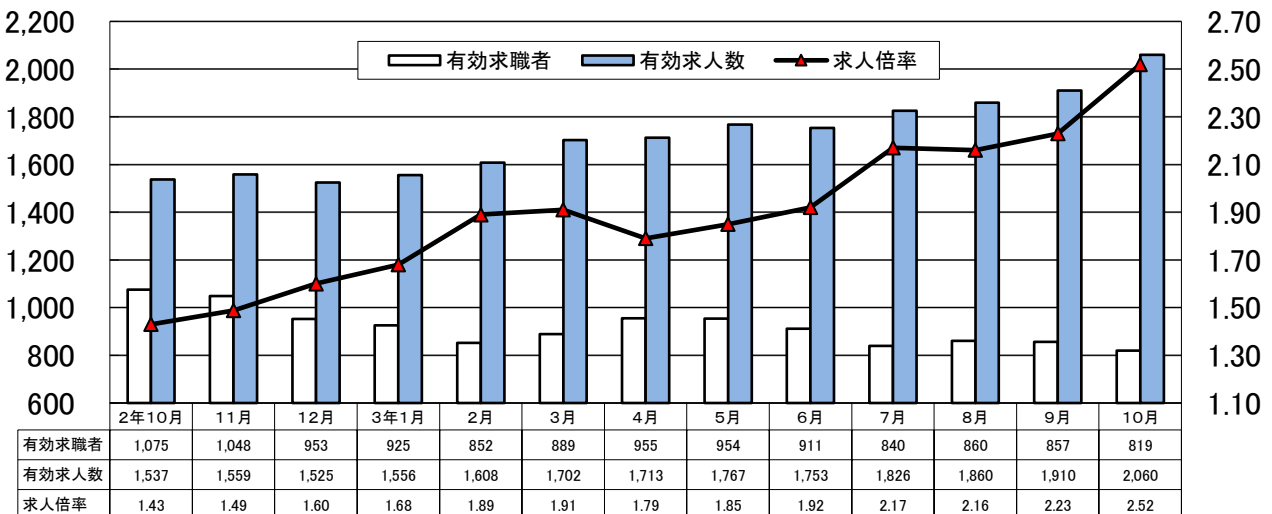
◆月間有効求人数は2,060人、月間有効求職者数は819人

・新規求人数は838人と、前月に比べ20.6%の増加となり、前年同月比では55.2%の増加となりました。

・新規求人はほとんどの産業で前年同月比で増加となりました。その中でもサービス業が160.2%、製造業で97.6%、生活関連サービス業・娯楽業で80.0%と大きく増加した一方で、鉱業・採石業・砂利採取業だけが、33.3%の減少となりました。

・新規求職申込件数は176人と、前月に比べ16.2%減少し、前年同月比では32.0%減少しました。

・このため、10月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数2,060人に対し、月間有効求職者数819人で、有効求人倍率は、2.52倍となり、先月より0.23ポイント上昇しました。





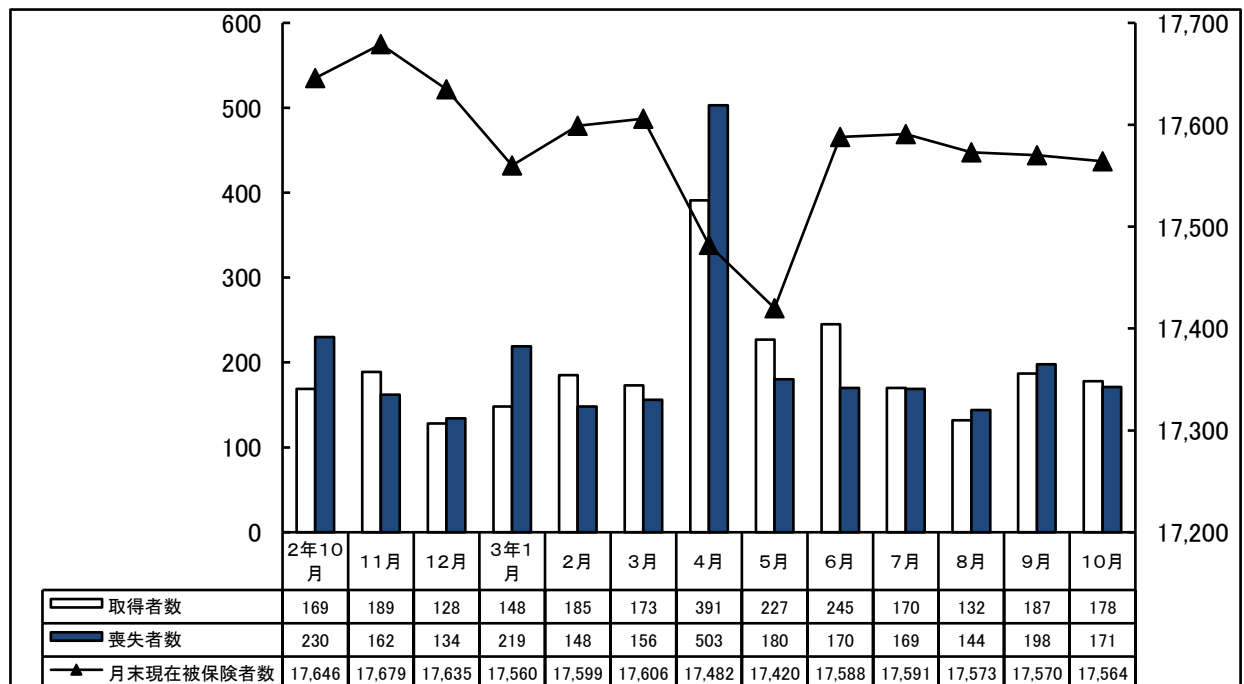
雇用の動き(10月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	176	▲ 16.2	▲ 32.0
	うち45歳以上	118	5.4	▲ 0.8
	有効求職者数	819	▲ 4.4	▲ 23.8
	うち45歳以上	482	▲ 0.6	▲ 19.5
求人関係	新規求人数	838	20.6	55.2
	うち常用	740	12.6	49.5
	有効求人数	2,060	7.9	34.0
	うち常用	1,898	5.2	33.9
紹介関係	紹介件数	177	▲ 19.2	▲ 32.7
	うち常用	161	▲ 19.5	▲ 34.3
就職関係	就職件数	80	▲ 23.1	▲ 4.8
	うち常用	69	▲ 27.4	4.5

(パートタイムを含む)

雇用保険適用状況				
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	178	▲ 4.8	5.3
	資格喪失者数	171	▲ 13.6	▲ 25.7
	月末現在被保険者数	17,564	▲ 0.0	▲ 0.5



(事業主の方へ)

令和3年12月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年11月30日**までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、

この特例措置を12月31日(*)まで延長いたします。

※令和4年1月以降は施行にあたって厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での**予定**です。

特例措置の内容

判定基礎期間の初日		令和3年	令和4年 予定	
		5月～12月	1月・2月	3月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

【令和3年12月まで】

原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

【令和4年1月から】

原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

○令和4年1月以降は施行にあたって厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での**予定**です。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。



制度の見直し等によりその都度**支給申請様式の改定**を行っております。そのため、支給申請を行う場合は、**その都度**、厚生労働省HPから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL031124企01

業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

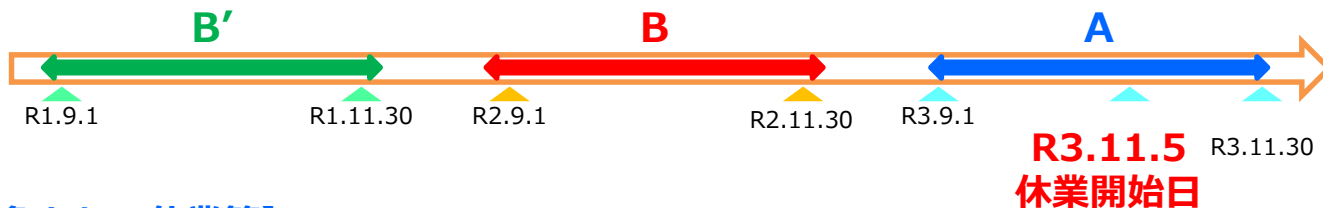
AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少している事業主**

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和3年11月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



【対象となる休業等】

判定基礎期間の初日が令和3年12月31日以前の休業等（短時間休業を含む）

お知らせ

- 令和3年12月までに既に業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況の再確認を行います。
- 判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業については、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主を業況特例の対象とする予定です。（施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点の予定です。）

地域特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- (1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- (2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- (3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- (4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html